

# 告示

## 埼玉県計量検定所長告示第四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和四年六月二十四日

埼玉県計量検定所長 浜 雅 俊

### 一 検査対象となる特定計量器

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器であつて、ひょう量が二百五十キログラム以下の機械式はかり（分銅及びおもりを含む。）

### 二 検査を行う区域、期日、時間及び場所

区域	期日	時間	場所
狭山市	令和四年八月二十三日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	智光山公園正面駐車場
	令和四年八月二十四日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	狭山市市民会館駐車場
	令和四年八月二十五日及び同月二十六日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	農村環境改善センター駐車場
長瀬町	令和四年九月五日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	長瀬町中央公民館駐車場
横瀬町	令和四年九月六日	午前十時から正午まで	町民会館駐車場（農協裏駐車場）
		午後一時から三時まで	横瀬町活性化センター駐車場



新座市	朝霞市	和光市	志木市	ふじみ野市	富士見市	
令和四年十一月七日及び令和四年十一月八日	令和四年十月二十六日及び同月二十七日	令和四年十月二十五日	令和四年十月二十四日	令和四年十月二十一日	令和四年十月十三日及び同月十四日	令和四年九月二十一日
午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで
新座市民会館第二駐車場	朝霞市産業文化センター第二駐車場	和光市役所駐車場	志木市役所駐車場	ふじみ野市大井総合支所駐車場	ふじみ野市役所公用車駐車場	影森公民館駐車場 大滝振興会館駐車場